

平成24年 第2回定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

1. みえセレクション（仮称）制度について	1
2. 「結びの神」の取組と新しい米（水田農業）戦略 の基本方向について	2、（別添1）
3. 県内産肉用牛放射性物質全頭検査の見直しについて	4、（別添2）
4. 三重中央市場冷蔵（株）の解散について	5
5. 野生鳥獣による農林水産被害の状況等について	6、（別添3）
6. 県行造林におけるフォレストック認定制度導入について	7
7. みえ緑と森のきずな税（仮称）について	（別添4）
8. みえフードイノベーションにおける水産物 の活用状況について	8、（別添5）
9. 各種審議会等の審議状況の報告について	9

平成24年12月
農林水産部

1. みえセレクション（仮称）制度について

1 経緯

農林水産業が経済のグローバル化により厳しい環境にあるなか、こうした厳しい環境を乗り越えるため、大都市圏では各県の地域産品の販売競争が加速しています。

三重県としても、こうした競争を勝ち抜き、県産品の販売拡大につながるよう、みえセレクション制度を新たに設けます。

2 目的

みえセレクションとは、

- ① 農林水産物、加工品、酒類等について、特徴ある優れた“売りこみたい”产品を選定し、三重県として首都圏など大都市圏向けに発信するとともに、
- ② 事業者に対しても商品力・営業力の向上を求めることにより、県と事業者が協力しながら販売促進を行い、もうかる農林水産業を実現することを目的とします。

3 制度概要

単年度の選定制度とします。

(1) 対象

- ①県内で生産された農林水産物、加工品、酒類等
- ②県外で三重県産の主たる原材料を使用して製造された加工品等

(2) 選定基準

①商品の独自性

こだわり・物語性、味・デザイン、販売戦略について審査します。

②商品の信頼性

安全性の確保、法令遵守体制の整備、取引先・顧客対応について審査します。

(3) 選定方法

- ①申請書類について、表示等に関してフードイノベーション課と関係課が連携して事前審査を行います。
- ②事前審査を通過した書類について、バイヤー等の有識者から内容や食味等について意見を聴取します。
- ③有識者からの意見（採点結果）をもとに県が選定します。

(4) 選定後

冊子、HP、営業活動を通じた紹介を行い、販路開拓につなげるとともに、営業拠点、イベント等での県からの積極的PR、各種研修の案内、商談会等での優遇措置を講じます。

4 今後のスケジュール

平成24年12月～平成25年1月 募集

〃 2月 選定

〃 3月 事業者への通知等

2. 「結びの神」の取組と新しい米(水田農業)戦略の基本方向について

1 「結びの神」について

近年における本県産米の1等米比率は、夏季の高温による影響などから、全国平均に比べ低い状況が続いています。

このため、県では、高温障害が出にくく、品質や味が良好な新品種として、「三重23号」を12年の歳月をかけ開発しました。

「結びの神」は、生産された「三重23号」のうち、品質基準（農産物検査規格1等格付け、玄米タンパク質含量6.8%以下）を満たすものだけに付ける商品名称（商標登録申請済）で、10月20日から販売を開始しています。

(1) 「結びの神」の取組状況

①推進体制

「三重23号」のブランド確立に向け、生産者、JAなどの生産者団体、流通事業者、関係市町、県等で構成される「三重の新たな米協創振興会議」を5月31日に設立し、生産販売戦略の協議や情報共有を進めています。

②生産状況

平成24年度は、県が募集した20件の生産者・組織により、約30haで栽培され、約145トンが生産されました。このうち、品質基準を満たした128トンが「結びの神」として販売されています。

③販売等状況

県内では、11月以降、約80店舗の小売店で販売が行われています。また11月限定で相可高校「まごの店」で「結びの神」のご飯の提供等も行われました。さらに、三重県すし店やレストランなどへの販売も計画されています。

首都圏では、小売業者2社が12月から1月以降、販売開始の予定です。

(2) 今後の方向性

今年度は、さまざまなチャネルでの販売を実施し、有利販売に向けて、ターゲットとなる業種の発掘や絞り込み、販売価格帯の設定などに取り組みます。

また、平成25年度は、公募により選定した生産者を新たに加え、栽培面積100ha、生産数量500t（「結びの神」の販売数量450t）を目標に、生産の拡大に取り組むとともに、ターゲットとなる業種を中心に販売を展開していく計画です。

2 新しい米戦略の基本方向について

本県の米及び水田農業のめざすべき方向と方策を定めた「新たな三重の米(水田農業)戦略」を、平成16年3月に策定しました。

この戦略では、「安全・安心の確保」や「環境にやさしい農業への転換」を主目標として、米・麦・大豆の生産振興や望ましい水田農業構造の実現に向けた方策を定めています。

(1) これまでの成果と残された課題

この戦略に基づく取組を進めた結果、化学肥料や農薬を最小限に抑えた栽培の普及、麦・大豆等戦略作物の面積拡大、水田農業を担う経営体の確立や三重県型集落営農組織の育成、中山間地域での地域特産物の产地形成がされるなど、一定の成果が得られたところです。

しかしながら、

- 1) 米の品質向上対策の強化、消費者等に認められる付加価値を持ったブランド米の確立
 - 2) 水田の有効活用による、麦・大豆等戦略作物のさらなる面積拡大と生産性向上
 - 3) 地域の実情や個性に応じた水田農業の取組地域の拡大、地域住民や消費者の農業への理解度向上
- など、といった課題も残されている状況です。

また、現在、残された課題への対応を含め

- ① 県産米のブランド確立に向けた取組
- ② 需要に応じた麦・大豆の生産性向上の取組
- ③ 担い手の確保、経営安定のための法人化、6次産業化等の取組

などを行っています。これらの取組を展開しながら、残された課題を解決し、本県の米を中心とした水田農業を発展させていくための指針とするため「新しい米（水田農業）戦略」を策定することとしました。

(2) 新しい米戦略の基本的な考え方

新しい戦略では、「安全・安心の確保」をベースとしながら、今後の課題にも対応できるよう、

- 1) 高品質・高付加価値の米・麦・大豆等の水田作物づくり
 - 2) 多様なニーズに応えられる生産体制づくり
 - 3) 多様な連携等による収益力向上
- の3つの視点で、「もうかる水田農業」をめざします。

具体的には、

- ① 水田活用作物のマーケットイノベーションの推進
 - ② 多様な地域特性に応じた米の生産体制の確立
 - ③ 生産現場及び需要に応じた麦・大豆等戦略作物の生産性向上
 - ④ 安全・安心な水田作物の持続的供給
- の4本の方策を柱に、取組を進めることとしています。

(3) 今後のスケジュール

今後、生産者、関係事業者、関係機関等と引き続き意見交換や協議を重ね戦略(案)を策定し、3月の常任委員会でご説明申し上げます。

3. 県内産肉用牛放射性物質全頭検査の見直しについて

1 経緯

県内産肉用牛放射性物質全頭検査は、牛肉の放射性物質による汚染問題に対応し、県内産牛肉のブランド維持と県民の安心の確保を目的に、平成23年8月29日から実施しています。

また、平成24年8月23日からは、平成24年10月1日より食品中の放射性物質について新基準値が適用されることに伴い、検査機器を追加導入し、新基準値に対応した検査を実施しているところです。

2 現状及び課題

現在の全頭検査事業は、放射性物質検査を実施している四日市及び松阪の公社による検査結果通知書の発行とともに、公的証明である県の農林水産部長名での検査済証明書の発行や県のHP上での検査結果の公表、県内産肉用牛の県外出荷者に対する補助など、万全の措置を講じていますが、全頭検査を取り巻く状況が変化している中で、費用対効果も踏まえると事業スキームの見直しが必要となっています。

3 今後の対応

平成25年度においては、以下の事業スキームの見直しを行いたいと考えています。

- (1) 流通段階での必要性を勘案し、県の農林水産部長名での検査済証明書を廃止します。
- (2) 県内産肉用牛に対する安全性の理解が進んでいることを踏まえ、県のHP上での検査結果の公表を廃止します。
- (3) 他都県での全頭検査の定着を踏まえ、県内産肉用牛の県外出荷者に対する補助金を廃止します。
- (4) これらの取組の見直しを踏まえ、全頭検査事業を四日市・松阪の両公社への委託事業とします。

4. 三重中央市場冷蔵(株)の解散について

三重県地方卸売市場（旧：三重県中央卸売市場）の開設時（昭和 56 年）に県が建設した約 2,700 t の収容能力を持つ冷蔵庫施設（冷蔵庫・製氷機）の運営会社として場内事業者と県の出資により設立された、三重中央市場冷蔵（株）（以下「冷蔵庫会社」）は、平成 24 年 12 月 17 日に開催される臨時株主総会において、平成 24 年 12 月末での事業廃止並びに会社解散が承認される予定となりました。

1 経緯

- ①冷蔵庫会社は、昭和 56 年に冷蔵庫施設の運営会社として場内事業者 6 社（76%）と県（24%：600 万円）による出資（2,500 万円）で設立され、営業を開始しました。
- ②その後、場内事業者に代わり、県内大手の冷蔵庫会社等（（株）ニチレイ・ロジスティック東海、（株）橋本商事冷蔵輸送）が冷蔵庫会社の経営に参画し、経営安定を図ってきましたが、近年の物流の変化等による集荷物の減少により、平成 20 年決算期から 4 期連続で赤字決算を計上し、現在は利益剰余金（平成 23 年度 35,618 千円）を取り崩して経営を続けています。今後も経営環境が好転する見込みがないことから、平成 24 年 12 月 17 日に開催される冷蔵庫会社の臨時株主総会で、平成 24 年 12 月末での事業廃止並びに会社解散が承認される予定となりました。
- ③今後は、平成 25 年 3 月までに解散登記、残余資産の分配、精算株主総会等清算事務等を行い、3 月末までに清算・登記手続きを終了する予定です。
- ④なお、冷蔵庫会社の解散にあたり、三重県地方卸売市場の指定管理者が平成 25 年 1 月以降の冷蔵庫の運営者を平成 24 年 9 月 21 日～10 月 2 日の間で募集したところ、1 社（（株）丸寿海産）からの応募があり、書類内容等を審査した結果、選定されました。

2 今後の対応

- ①冷蔵庫会社の事業廃止・解散に伴い、市場の運営や場内事業者等の営業に影響がないように引き続き手続きを進めます。
- ②平成 25 年 1 月以降の新たな冷蔵庫運営者（（株）丸寿海産）が冷蔵庫を経営するにあたり、法令手続や冷蔵庫会社との施設及び業務等の引継ぎが円滑に行われるよう、指定管理者に対して指導を進めます。

5. 野生鳥獣による農林水産被害の状況等について

1 被害等の状況と今後の対応（別添3-1）

（1）農林水産被害金額（H23：820, 885千円、H22：751, 067千円）

平成23年度の野生鳥獣による農林水産被害金額は約8億2千万円で、農業、林業、水産業とも前年度より増加しました。

農業における獣種別被害金額については、イノシシでは前年度より若干減少したものの、ニホンジカ、ニホンザルは増加しています。

被害金額が増加した原因としては、野生獣の生息域が拡大したことやニホンジカの生息数が増加したことなどが考えられます。

（2）野生獣の捕獲数（H23：25, 673頭、H22：27, 865頭）

平成23年度の野生獣の捕獲数は約2万5千頭となり、前年度よりも約2千頭減少しました。

獣種別の捕獲数は、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルとともに減少しています。

捕獲数が減少した原因としては、前年度に比べ、狩猟における出獵回数が減少したことなどが考えられます。

（3）ニホンジカの推定生息数（H23：113, 112頭、H22：51, 803頭）

平成23年度のニホンジカの推定生息数は、約11万頭となり、前年度より約6万頭増加しました。

ニホンジカの推定生息数の増加は、暖冬傾向による生息適地の拡大や農作物など高栄養な餌の摂取も加わり、繁殖率の向上、生殖年齢の低下や幼獣の死亡率の低下などが原因と考えられますが、調査年度による変動の大きさが指摘されている「糞粒法」により生息数を推定していることも一因と考えられます。

（4）今後の対応

①地域の捕獲力の強化

野生獣による農林水産被害を減少させるために、地域の捕獲力の強化が有効な手段と考えており、市町の鳥獣被害対策実施隊等における捕獲者の確保や捕獲体制の広域連携等に取り組みます。

また、ニホンジカ専用の「ドロップネット」以外の大量捕獲わなの技術が確立されていないことから、ニホンザルの大量捕獲技術やイノシシ・ニホンジカを大量に捕獲する「囲いわな」の技術開発に向けて、市町や企業等と連携し取り組みます。

②獣害につよい地域づくりの推進

集落ぐるみで獣害対策に取り組む地域を支援する必要があることから、人材の育成や追い払い等の充実に向けて、市町等と連携し取り組みます。

③ニホンジカの推定生息数

算出方法については、糞粒調査結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣の目撃情報等を加味して、総合的に推計する「ベイズ推定法」等の導入を検討してまいります。

2 獣肉の処理・供給体制の整備に向けた考え方（別添3-2）

獣肉等の利活用にあたっては、品質の確保を図るために止め刺し後の時間の制約などから、地域ごとに整備した解体処理施設において、迅速に1次加工したものを、食肉加工事業者等のハブ処理施設に搬送して2次加工し、そこから、外食事業者や食品加工事業者など実需者に供給する体制の整備を進めてまいります。

6. 県行造林におけるフォレストック認定制度導入について

1 県行造林について

三重県県行造林は、地域林業の振興、森林の公益的機能の維持増進、県や市町等の基本財産の造成を目的として、県が土地所有者（市町、財産区等）と地上権設定契約を締結したうえで、植林、保育管理、伐採を行い、その収益を土地所有者と分担するものです。現在は県内の14市町、34ヶ所（3,490ha）に設定しています。

2 フォレストック認定制度の導入

三重県県行造林の経営は、かつては高い木材価格に支えられ、県財政に寄与するなど順調に推移してきました。しかし、近年の木材価格の低迷から、平成16年度から長伐期化を進めたことに伴い、間伐収入しかない状況が続いています。

このような状況の中、三重県行財政改革取組の新たな財源確保対策の一つとして、県行造林が吸収する温室効果ガスの吸収量を販売する「フォレストック認定」の取得を進め、平成24年11月1日に認定されました。

今後、認定された県行造林の温室効果ガスの吸収量が企業等に販売されることになり、その収入を県行造林の森林整備に活用することができます。

～フォレストック認定制度～

一般社団法人フォレストック協会が、適切かつ持続的な森林管理が実施され、生物多様性保全が図られている森林のCO₂吸収量を認証する制度で、適正に管理された森林が吸収するCO₂をクレジットとして発行し、企業等に販売します。

企業は、購入したクレジットを、「CSR」、「ソーシャルマーケティング」、「カーボン・オフセット（炭素相殺）」等に活用することができます。

3 認定期間

平成24年11月1日～平成29年10月31日（5年間）

《都道府県では初めての取得となります。》

4 認定面積及び年間CO₂吸収量

- ・認定面積 1,056.83ha（津市、大紀町、紀北町、尾鷲市）
- ・吸収量 7,402t-CO₂/年

5 収支見込み

認定期間中の5年間に、約6,600千円の収益が見込まれ、県行造林の管理や森林整備に活用していきます。

5年間の収支（見込み）

収入	10,000 千円	年間 2,000 千円
経費	3,400 千円	森林調査・審査経費、モニタリング経費等
収益	6,600 千円	

8. みえフードイノベーションにおける水産物の活用状況について

1 課題と背景

近年、漁獲量の減少や魚価の低下による収入の減少によって漁業経営は厳しさを増しており、水産物の有効活用や付加価値向上による収益性向上のための取組が求められています。そこで県では、産学官や異業種産業が連携し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す取組である「みえフードイノベーション」の取組において、三重県の特長を生かして、「獲る水産業」から「もうかる水産業」への転換を図っています。

2 現在の取組状況

(1)伊勢まだい

県、三重県海水養魚協議会、三重県漁連などが連携し、養殖マダイの飼料に県内で生産される柑橘、茶、海藻を配合することで、健康で肉質の良い「伊勢まだい」として、ブランド化に取り組み、10月にはPRと販路開拓のためのキックオフ大会を実施しました。

(2)アカモク

県、漁業者、飲食業等の民間事業者、商工会等が連携して、これまで三重県内では食用とされていなかった海藻アカモクを加工し、販売に向けた取組を実施しています。茹刻みアカモク(鳥羽市浦村町)、アカモクを使ったロールケーキ・プリン(志摩市商工会)などの開発を進めており、健康に良い食材としてバイヤー等から着目されています。

(3)塩辛(しょっから)

県、漁業者、塩蔵品製造業者が連携して、志摩・鳥羽地域で、サバやウルメイワシなどを使って伝統的に作られている塩辛の品質向上に向けた研究を進めるとともに、首都圏など都市部で展開するためのパッケージデザインや食べやすさ向上を支援しています。

(4)ボラ

県、漁業者、加工業者が連携して、尾鰭地域でカラスミ原料の卵巣を取り除いた後に廃棄されていたボラの身を有効活用するため、東海地区の居酒屋チェーンに提供し、すり身などの料理素材として活用する取組を支援しています。

(5)魚の新たな地域内流通

県、漁業者と四日市市のものづくり企業が連携して、次世代冷蔵技術(ナノアイス)を活用した新鮮な水産物流通の新たな仕組みを構築する取組を支援しています。

3 今後の取組方向

食品製造業者や飲食店販売業者など多様な主体と連携し、低・未利用の県産水産資源を掘り起こし、市場での反応を漁業者等にフィードバックしつつ水産物の有効活用・付加価値向上の取組みを進めるとともに、フードイノベーション・ネットワークへの参画やプロジェクトの拡大に繋げ、もうかる水産業への転換を促進します。

9. 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成24年9月18日～平成24年11月19日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成24年11月8日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 名誉教授 渡邊 明 外6名出席
4 諒問事項	平成24年度三重ブランド変更認定申請について 平成24年度三重ブランド認定について 平成24年度三重ブランド認定更新について
5 調査審議結果	平成24年度三重ブランド変更認定申請について 南紀みかんの変更認定申請について審議が行われ、既認定の「味」の基準の厳格化により作られた等級「柑」の認定は妥当と判断されました。 平成24年度三重ブランド認定について 申請のあった8件についての書類審査(一次審査)を行っていただきました。各委員には「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき審査表の提出を求めました。 平成24年度三重ブランド認定更新について 平成24年末に、認定期間が終了する伊勢茶、南紀みかん(カラ)、ひじき、ひのきの4品目5事業者の認定更新(3年間)について審議が行われ、認定更新は妥当と判断されました。
6 備考	